

陳情第101号	受理年月日	令和4年6月10日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護受給者の受診に個人番号カードが義務づけられるかのような説明の是正について	
要旨	<p>「マイナンバーカード交付申請のご案内」と題したチラシが、各福祉事務所から生活保護受給者に配布されている。このチラシには、「生活保護を受給している方は、原則としてマイナンバーカード…で、生活保護の指定医療機関を受診することになります」と記されており、保護受給者の間では、マイナンバーカードを作らなければ病院にかかれなくなるのか、との誤解と混乱を生じている。</p> <p>本来、マイナンバーカードを作成するかどうかは、本人の自由な意思に基づくべきであり、外部から作成を強制されるべきものではない。また、カードをめぐっては、様々な個人情報にひもづけされることから、個人情報の流出、漏えいの懸念も問題にされている。</p> <p>今回のチラシに関して、北九州市の保護課は、厚生労働省が示した文例をそのまま使った、強制であるかのように思わせることを狙ったものではない、などと弁解している。一方、厚生労働省の担当者は、一言一句このまま使えというものではないと、責任回避に終始している。</p> <p>しかし、このチラシの文面が、北九州市の生活保護利用者の中に、少なからぬ誤解と混乱を招き、不安を生んでいることは事実であり、一刻も早く、これらの誤解を解く措置を取るべきである。</p> <p>については、次のとおり陳情する。</p> <p>先に配布された「マイナンバーカード交付申請のご案内」と題するチラシは、生活保護受給者のマイナンバーカード作成を義務づけるものではなく、医療機関受診については、今後も従来どおり医療券が発行されることを改めて周知すること。</p>	